

鮭川村障害者活躍推進計画 令和6年4月1日

機関名	鮭川村
任命権者	鮭川村長
計画期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
鮭川村における障がい者雇用に関する課題	鮭川村においては、法定雇用率は達成しているが、障がい者である職員の活躍を持続的に推進するためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和5年6月1日時点の実雇用率：2.13% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
③満足度に関する目標	満足感を得ながら働くことができる職場を目指す。
④キャリア形成に関する目標	面談等により本人の希望（経験・能力）を把握し、機動的な配置換え等を柔軟に行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○相談窓口を設置する。
(2) 人材面	○障がい者とともに働く職員を中心に、ハローワーク等が開催する障がい者雇用関連研修の受講案内を行い、積極的に参加させ、障がいへの理解促進に取り組む。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、ハローワーク、所属長や関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	なし

